

東京都立図書館協議会

第31期第3回定例会議事録

令和6年2月29日（木）
オンライン開催（都立中央図書館4階第3研修室）
午後3時00分～午後5時02分

出席者名簿

委 員

(欠 席 者)

小 黒 仁 史 委 員

松 永 今 日 子 委 員 竹 内 道 則 委 員

坂 本 真 樹 委 員 新 保 史 生 委 員

寺 田 麻 佑 委 員 野 末 俊 比 古 委 員

野 村 敦 子 委 員 松 本 直 樹 委 員

村 井 麻 衣 子 委 員 山 田 麗 奈 委 員

吉 澤 健 仁 委 員

都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長

総務課長 企画経営課長 多摩図書館長 資料管理課長 情報サービス課長

地域教育支援部社会教育施設調整担当課長

事務局

企画経営課企画経営総括担当 企画経営課企画経営担当

配布資料

資料 1 都立図書館がDXを推進するためにー著作権法の観点からー（村井委員資料）

資料 2 第 3 1 期東京都立図書館協議会について

資料 3 第 3 1 期協議会協議スケジュール案

資料 4 個人情報保護法改正とプライバシー（寺田委員資料）

東京都立図書館協議会第31期第3回定例会

令和6年2月29日（木）

午後3時00分開会

【企画経営課長】 それでは、本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第31期第3回東京都立図書館協議会を開会いたします。

私は、本日司会進行を務めます、都立中央図書館管理部企画経営課長の白濱でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、配付資料の確認、情報公開、本日の次第等についてご説明いたします。

配付資料につきましては、事前に事務局から次第の配付資料一覧に掲載している資料をお送りしております。不足等がございましたら事務局から送付いたしますので、チャットにご記入ください。

本日は小黒委員がご欠席です。本協議会は委員の半数以上の出席をもって成立となりますため、定足数を満たしており、会は成立しております。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、委員のお名前を付して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開いたします。

また、本日の会につきまして、記録のためMicrosoft Teamsのレコーディング機能で録画等をしております。

本日の傍聴者は1名でございます。

それでは、本日の流れについてご説明いたします。次第をご覧ください。

本日は、議事として1点用意しております。

寺田委員と村井委員からそれぞれご報告いただき、ご報告の内容を基に皆様にご協議いただく予定となっております。

これからの議事進行につきましては、野末議長にお願いいたします。

【野末議長】 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいります。

前回から何をしているかということを簡単に改めて確認をしたいと思います。

前期の協議会で、都立の図書館はDXを推進していくということが方向性として示されています。我々の期に課された課題は、DXの推進に当たって何が問題になっているのか、

それをどうやって解決していくかということを考えるというのが我々の期の課題というか、テーマというかでございます。

それについてどのように進めるかということですが、委員の皆様からそれぞれご専門の分野がありますので、ご専門の分野の状況をここで説明、共有させていただいて、その上でどんな課題があるか、都立としてどう臨んでいくかということをそれを基に考えていこうということです。

今回がその第2回目ということで、今回は、寺田委員と村井委員からご専門の分野についてご報告いただくという回になっています。ここまでよろしいですね。

では、今回は自己点検のご報告があったので少し時間がタイトだったのですが、今回はお二人の報告だけですので、比較的質疑応答も時間が取れるのではないかなと思います。といって私がしゃべりすぎると時間がなくなるので、そろそろ行きたいと思います。

寺田委員と村井委員には、20分から30分ぐらいをめぐりにお話しいただきます。質疑応答はお二人のご報告をいただいた後、まとめるということにさせていただきます。

では早速ですが、寺田委員からご報告をよろしくお願いします。

【寺田委員】 資料はお手元にお持ちだと思いますので、私からは、今私うまく共有ができないので、このまま資料を各自でダウンロードしていただくということでお話を進めたいと思います。

「個人情報保護法改正とプライバシー」ということで、まず初めに申し上げますと、図書館との関係とかの部分については、一番の専門家である新保先生がいらっしゃいますし、個人情報保護についても新保先生が一番専門家でもいらっしゃいますので、できるだけ簡単に改正の概要というところで、まず2ページ目をご覧ください。

個人情報保護法制の現状と、2020年、2021年改正があったということ、それから、説明責任と透明性確保の課題というところと、個人情報保護委員会による監督という、2021年改正の部分について概要をお話しした上で、図書館との関係については、主に民間委託とかの部分のところに焦点を絞って、ケースを紹介したいと思います。

では、3ページ目をお願いします。

この3ページ目ですけれども、近年、2020、2021年改正というのがすごくあったのですけれども、もともと個人情報保護法は、これはさらに飛ばしていますけれども、2003年ぐらいにようやくできたもので、そこから12年ぐらいあまり変化がなく、法体系があったのですけれども、欧州でGDPRという一般データ保護規則、その前は一般データ保

護指令というのがあって、その指令から規則になるということが分かってきたのが、2016年に完全にGDPRが施行されるということが分かっていたので、日本も独立した監督機関が必要だということになって、2015年に非常に大きな大改正が行われました。それが個人情報保護委員会の設置です。

経緯とかは新保先生が大著を書かれておられますので、その辺りはまさに図書館にたくさんある本の中で調べることができますが、とにかく独立した監督機関を個人情報保護法の中に位置づけるということが非常に重要なポイントで、独立した監督機関という存在について入れ込んだのが2015年の改正ということになります。

2015年の改正の前に、実は監督機関としては特定個人情報保護という、いわゆるマイナンバーといわれる、それに限って実は特定個人情報保護委員会というのは既にできてまして、その特定個人情報保護委員会のものを個人情報保護委員会の中に特定を取って入れ込んだというのが2015年の改正になります。

さらに、いろいろ規制の整備があるのですけれども、次の4ページ目をお願いします。

今度は最新の改正ですけれども、日本の個人情報保護法制はとにかく、これまでいろいろ専門にしている目から見ても信じられないぐらい複雑な状況でございまして、2021年改正後はもう少しまとまった感じですが、2021年に改正される前までは、個人情報保護法というのは基本的に個人情報保護委員会も民間部門のみを監督する。その代わりに、行政機関個人情報保護法というのがあったり、独立行政法人等個人情報保護法があったり、あと、地方公共団体は全て条例で個人情報保護条例というのがあったりとか、民間部門と行政部門の規律が分かれていたほか、条例も、これは鈴木正朝先生という新潟大学の先生とかもよくおっしゃっておられましたけれども、日本には1,700ぐらい自治体があるので、1,700とか個人情報保護条例があるということになっていて、それぞれの対象とか要件が非常に細かく異なる形で規律されていたと。

例えば、それぞれ今のような個人情報保護法ではない状況であれば、2021年改正前は、組織がどこに所属するか、例えば地方公共団体なのか、それから、独立行政法人なのか、いわゆるそれ以外の行政機関なのか、民間なのかということで、全部対応する法律が違ったという状況になっています。だから、個人情報保護法というのは、2021年の改正前は、全部民間部門を指しています。

行政機関個人情報保護法というのがあって、今2021年改正で全部個人情報保護法に入ったのですけれども、何が言いたいのかというと、公的部門と民間部門では規律が異なっ

ているというのがポイントで、どちらかといえば民間部門と行政部門でいろいろ手続とかも異なる形で規律をするということが、一応それが望ましいという形で法律がいっぱいあったということになります。

ただ、先ほど申し上げたように、GDPRを基に、GDPRができるからということで個人情報保護委員会をつくって、独立した監督機関がありますというときに、欧州の人たちに、日本の独立した監督機関は、今も民間部門のみ認定されているのですけれども、民間部門のみですという説明とかを細かくすると全く理解されないという状況が生じていまして、行政部門はどこがどうしていたのかというと、基本的にはそれぞれの省庁とか、それぞれ監督機関が違っていたということになっています。

ただ、民間部門のみ規律する個人情報保護委員会という存在が、今後の国際的なとか、どちらかというとうとEUとの関係とか、もしくは独立した委員会として監督機関があるということの存在とかをいろいろ考えたときに2021年改正に向けての動きが始まることは何となく予測はついたのですけれども、ただ、2015年によく民間部門監督で個人情報保護委員会ができて、そこから2021年までの6年間ぐらいはまだ行政部門と民間部門の規律が分かれていて、いろいろな法律もたくさんあったという状況になっています。

2015年の改正個人情報保護法が2021年までの改正の基本的な柱の法律になるわけですが、この頃ぐらいから、10年ぐらい前からビッグデータとしてのパーソナルデータの利活用とか、それから、個人情報の保護と利活用のバランスということがすごく言われてきだして、そうすると、データの利活用となると本当にいろいろなデータがあるのですけれども、図書館とかでも利用者のデータとか、それから、どういうふうになんか人が何を借りてとか、そういうデータを蓄積するということになります。

ただ、同時に個人情報保護法との関連で、官民データ活用推進基本法というのもしも制定されたりしてました。ただ、どういうふうになんかに安全に利用するのかということについては、今も現在進行形で課題があります。

次のページをお願いします。

個人情報保護法、今先ほどから言っていたのはEUデータ保護規則（GDPR）というもので、このGDPRというのは1995年に制定されたEUデータ保護指令から、欧州でいう規則になったもので、当然ですが、欧州でもインターネットの高速化、クラウドコンピューティングによるいろいろなEU域外へのアウトソーシングとか、SNSの発達と

か、様々な問題が出てきたので、指令から規則に変わるということがE Uの中でも検討されて。

このGDPRの非常に大きなインパクトというのは、データの移転について、欧州域外適用するということです。EU法だから日本法に関係ないと思われるかもしれませんが、思い切り関係があって、例えば日本のウェブサイトがネット上で欧州市民が見るということで既に関係するということで適用されるので、この関係でGDPRが制定されて、しばらくして、Yahoo! ニュースとかはコメント欄が炎上するということもあって、Yahoo! ニュースとかは、今や欧州からのアクセスでは見られないという形になったりしているわけですが、そのぐらい域外適用でGDPRが制定されて、しかもこのGDPRの特徴としてはものすごい制裁金が課されるということなので、制裁金というのは、2,000万ユーロか、それから、全世界の売上高の4%の、しかもいずれか高いほうというすごいものなので、そうすると、そういったすごい制裁金が課される可能性のある法に抵触する行為をしない。だから、欧州市場を切ったほうが有利と考える企業は、Yahoo! JAPANのように切るという形の選択をするぐらいインパクトが大きい法改正でありました。次のページをお願いします。

日本の個人情報保護法制は、同時に、欧州のGDPRとかがあったのですけれども、先ほどから申し上げていたことは、2021年の改正があるまでは、民間部門のみを監督していたわけです。民間部門のみを監督していたということは、要するに民間部門の個人情報保護法と行政機関個人情報保護法に分かれていて、基本理念とか方針は個人情報保護法が包括していたという状況なのですけれども、情報が行政機関にあるか民間部門にあるかによって監督機関が異なっていたということになります。

その次のページをお願いします。

さらに、これも先ほどから申し上げているとおり、個人情報の保護に関しては、2000個問題みたいなものが、2000個というのは、要するに地方公共団体とかの数とかを考えると、2,000個の自治体の条例とかがあるという問題があったので、非常に複雑だった。だから、自治体それぞれが個別の違う条例をつくっていた。2021年改正後はそれぞれの自治体の条例が個人情報保護法施行条例という形になったので、より統一が図られるということになっています。ただ、それまではすごく複雑でした。

次のページをお願いします。

2021年に向けた2020年の改正というのがありまして、この改正は、個人情報保護

委員会が個人情報保護法の3年ごと見直しというのをやっているのですけれども、この3年ごと見直しの内容を個人の権利利益の保護、保護と利活用のバランスを取るとか、域外適用へのリスクへの対応とか、そういったことを中心に、それぞれ対応を検討した。国外事業者に対して罰則とかを整備したりとか、とにかくGDPR対応でいろいろ個人情報保護法の改正の整備というのを少しやっていったということになります。

特に、プロファイリングが意識されて、本人の権利利益との関係で説明責任を果たすような形でということなので、個人情報保護法の改正で、2020年も結構大きい改正ですけれども、ここの改正に影響を与えたと思われる事件というのが、その次のページをお願いします。

個人情報は名前とか住所とかはむしろ単体でそれが問題になるというよりは、情報の集合体が問題になるということですね。だから、名前と、例えば、特に図書館の本とかは本当にそうなのですけれども、この人が爆弾の作り方という本を借りていて、同時に何とかという本をいっぱい借りていたとか、そういう関連する本とかのどういう本を借りていたという状況とか、あと、例えば公務員の人なのだけれどもいろいろ違う業界の本をいっぱい借りて勉強しているとか、そういうことが分かると。要するに、いろいろな情報を併せて考えると、この状況から考えると、例えば公務員を辞めようと思っていることが推測できるとか、そういう形で、いろいろ情報を組み合わせてビックデータとして分析することができるというところがポイントになっていまして、ここがあまり理解されていなかったのがリクナビ事件です。

2019年8月に、リクルートの系列会社であるリクナビを運営するリクルートキャリアが、内定辞退率というのを。特にこの内定辞退率で問題になったのは、会社に対していろいろ就職活動しているのだけれども、公務員試験を同時に受けていたかどうかというところで、公務員試験に合格しているっぽい人に対しては内定辞退率が高いみたいな、それが本当にそうかどうかは分かりませんが、とにかくそういう形で、どうも利用していたのはトヨタさんとかなのですけれども、そういう会社に勝手に推測した値を渡していたというのが、プロファイルした結果を渡していたということで。番号で渡していたというのですけれども、それぞれの番号を照合すれば、それぞれの会社では名前とつながったので、この人が公務員に興味あるとか、そういうことが分かってしまったわけです。

そうすると、これはリクルートキャリアというのは内定辞退率を勝手に取引先企業に、しかも販売していたのです。販売していたのですけれども、これは一応提供元では個人データ

に該当しないと言って勝手にいいと思っていたのですけれども、提供先においてその番号と名前が照らし合わせることができて個人データとなることが明らかな情報の提供ということになったので、本人の同意なしにそういうことをやったという事件がありました。

次のページをお願いします。

ビックデータによる個人のデータの分析というのは、まさに名前とか住所とか、それ単体というよりは、分析するデータとして集積された場合に、出そうと思っていなかった情報が勝手に出てしまうというところがポイントになります。なので、差別とか排除とかにつながるのではないかというところで、プロファイリングに関する問題が如実に認識されたのがこのリクナビ事件で、利用していたのは、りそなホールディングス、アフラック生命保険、レオパレス21、東京エレクトロン、トヨタ、大和総研、ホンダ、三菱電機、NTTグループ、京セラといった大企業が実際に購入していて、1セット500万ぐらいで購入していたらしいです。だから、何万人ものデータを1セット、とりあえず内定辞退率を500万円で、自分たちの内定の精度を高められるのだったらということで購入していたわけです。

でも、これは個人情報勝手に販売していたということで、個人情報保護委員会が、それこそ民間企業を監督する個人情報保護委員会が、当時、購入していた企業は行政指導、リクルートキャリアには勧告と指導を出しています。

次のページをお願いします。

先ほどから申し上げているとおり、2021年改正前までは、例えば、どこにデータがあるのかというところで、厚生労働省にあるのであれば行政機関個人情報保護法とか、独立行政法人なら独立行政法人等個人情報保護法とか、あと、県立病院とかなら〇〇県個人情報保護条例とか、民間病院だったら個人情報保護法とか、広域連合の病院だったら〇〇広域連合個人情報保護条例とか、結構細かいところで。さらに適用される法律と所管官庁がまた細かくあって、厚労省と独立行政法人は総務省とか、〇〇県だったら〇〇県とか、民間は個人情報保護委員会で、広域連合の場合は△広域連合みたいな形で、結構細かくなっていました。

次のページをお願いします。

これは、まさに2021年改正に向けた、よく出回っている改正に向けた図ですけれども、2021年の個人情報保護法改正は「デジタル改革関連法案」の中の1つの法としてなされました。なので、デジタル庁の設置とかと一緒に、「地方公共団体の情報システムの標準化に関する方針案」とかと一緒に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」の中に、左の下の方、個人情報関係3法を1個の法律にする。要するに、一元

化するという事で改正が行われました。

次のページをお願いします。

このデジタル社会形成整備法については、行政機関が個人情報を利用する際、個人が自己の利用状況を把握できる仕組みについて見直しを検討しろとか、個人情報保護委員会が2021年の改正から行政機関も監督するという事になったので、資料の提出及び実地調査を躊躇（ちゅうちょ）なく行うとともに、勧告や報告の要求をちゃんと、行政機関と行政機関でお互いあなあになるのではなくて、ちゃんとやれということを行っているのか。あと、民間と公的部門を併せて個人情報保護委員会が監督する。それまでだったら総務省とか経産省とかそれぞれの省庁がやっていたのを全部合わせるので、個人情報保護委員会の体制整備とかが必要ではないかみたいな附帯決議もされています。

次のページをお願いします。

令和3年改正については、とにかくポイントとしては、先ほどから申し上げているように、個人情報保護法改正としてされたというよりは、デジタル社会形成を図るための関係法整備の中で行われて、デジタル社会形成整備法の中で行われたというのがポイントになっています。

次、お願いします。

個人情報保護委員会は、今回、行政機関も監督することになったというのがポイントです。一元的に解釈を運用して、適用していくこと。個人情報保護委員会が、いろいろ解釈基準を定めていくということなので、あまりガイドラインまでは、そこまで出していないですけれども、個人情報のあえて言うなら民間部門のほうがすごい多かったわけなので行政部門が増えても大丈夫という話もあるようですが、とにかく地方公共団体とかに関しても、それぞれ条例で独自で決める範囲が、個人情報保護法に定めていることはとにかくそこに従えということになったので、ほぼ全部一元的に監督することになったというのが一番大きなポイントになっています。

次のスライドをお願いします。

個人情報保護委員会の権限は、資料の提出、実施調査、指導・助言、勧告、報告要求とかがあるのですが、一応、リクナビ事件のときですら勧告ぐらいしかしなかったのも、あまり指導とかも。リクナビレベルですら指導とかしきしてないのも、あまりこれから行政機関に対して、デジタル庁に調査に入っていましたけれども、デジタル庁に対してもその後指導したとかは聞かないので、あまり行政機関に対して今後どのくらいやるのかという

のは未知数なところです。

次、お願いします。

取りあえずこの辺りについては、実は条例でこれまでも個人情報の結合とかはものすごく避ける傾向にあったのですけれども、個人情報保護法自体がむしろデータのビックデータとしての活用をうたっているので、オンライン化とかをむしろ逆に制限することは、今回の法改正では許されなくなるということになります。

次のページをお願いします。

今度は図書館ですけれども、私は図書館の部分については、いろいろ新保先生のお名前と図書館とか情報で検索するとたくさん本とかが出てきて、ご専門の先生がいらっしゃいますので、特に、公立図書館というよりは、いわゆる資料収集とかで非常に大きな役割を果たす、例えばこの都立図書館とか国立国会図書館と違う機能を有している部分もあるかもしれませんが、地方公共団体における図書館というところで一番大きな問題となり得るのが、ほぼ今や司書さんたち、専門の方々が、ほとんどの図書館が結構民間委託ということになっているというポイントがありますので、CCC（カルチャ・コンビニエンス・クラブ）問題というところに焦点を絞って、最後コメントをしたいと思います。

ツタヤ図書館は全国に広がっていて、CCCが運営しているというところですが、武雄市図書館というのが一番初めに結構出てきたわけですが、当時出てきた頃に、あと、海老名市立図書館がツタヤになっているわけですが、ツタヤというのは借りたときに、Tポイントをつけるのです。そうすると、当時、それは同意した場合にはTポイントカードみたいな感じで図書館のカードができるということになっていたわけですが、そこで何が問題になるかというと、海老名市立図書館は、例えば何を借りたかというようなことを実は捜査機関に出したという問題が、これはこの資料には出していないのですけれども、ポイントだけではないのですね。要するに、いろいろ登録された、TポイントのCCCが、データを警察から要請があった場合に出したというのがあって、そうすると、例えば海老名市立図書館のように貸出データとポイントを結びつけている場合に、警察に要求した場合にそれを出すのかみたいな、個人情報を令状なしに要請で出すというか、令状がないというのは非常に大きな問題なのですけれども、令状なしに民間企業が出すというような、そういう問題に発展していたことがあります。非常に問題なのですけれども。

要するに、ポイントの中で、実際にポイントと、例えば薬を買うときに薬局でつくポイントとかもありますけれども、どういうものを買っているかということが情報として企業に

たまるわけで、それが実際に本当に例えば警察に提供されるところまで同意しているのかとか、そういうところが問題です。

次のページをお願いします。

要するに、形式的な同意。要するに、カードを作ったときに、最終的に集積されたデータがまさか警察に出される可能性があるとか、そこまで想像力はみんな及んでいないので、本人は利用目的とか第三者提供についてあまり理解しないまま同意しているのではないかという課題があります。

次のページをお願いします。

図書館との関係だと、個人情報データベース等提供罪というのがあって、それについては2015年のときにできたのですけれども、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、これは新保先生のお名前で検索したら出てくる、公開されている論文の中に、既にそのときにできていることが書かれていますけれども、意図的に大量のデータを漏えいさせることが駄目なので、例えば、指定管理者とか任期付職員とか職員とかによって、意図的に貸出データとかが漏えいされる可能性はあります。今や、非常勤の方とかで待遇も非常に悪い人も結構増えている中で、こういうふうに意図的にデータを漏えいさせるということがあり得ます。

これは、実際には非常勤職員の方がそういうことを、非常勤職員でなくても、職員でもそういうことをやった場合に、本人はもちろん罪に問われるわけですが、図書館としてももちろん監督責任があるということになるかと思います。

次のページをお願いします。

実はデータベース提供罪というのは、2015年の個人情報保護法改正でできたのですけれども、2014年に、ベネッセコーポレーションが顧客情報のデータベースの保存管理を委託していた会社の派遣社員がデータベースを不正にコピーして名簿業者に売却したみたいなベネッセ事件というのが起きました。

当時は刑法の窃盗犯でも処罰できないし、処罰規定がなかったので、個人情報保護法でも処罰することができなかった。2014年なので、15年にできたので。そうすると、盗まれた顧客情報のデータというのは営業秘密に該当するので、不正競争防止法に違反したということで処罰されることになったのですけれども。でも、個人情報保護法の改正でこういうデータベース提供罪ができるきっかけとなったのが、ベネッセ事件ということになります。

これ最後なのですけれども、データベース化することが最近すごく増えているので、最近だと、これも特に資料はないのですけれども、検索されるとすぐ分かりますけれども、名刺データとかをそれぞれ何人かに閲覧可能な形で内部で回していたというのが個人情報データベースの不正提供に当たるということで、個人情報保護法違反で逮捕された事件とかも出てきていますので、こういう個人情報データベース提供罪とかは、特に図書館の職員の方とかでも関係すると思います。

今や委託とかがすごく進んでいるので、委託の委託とかで、その中であえて意図的にやる人とかも増えると思いますので、幾ら研修をやっても待遇も何も全然ちゃんとしっかりしていない中だと、時給千何百円とかでそこまでの責任は負えないということで、むしろ。例えば、この図書館の貸出データとかが、高値で買いますと言われたら売ってしまう人もいるかもしれません。売るとか、意図的に提供とか、あとは、そういうデータに対してアクセス権限をしっかりと管理するということが図書館としては大事になるということかなと思います。

その他、いろいろな論点があるのですけれども、詳しくは新保先生にお任せしたいと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

【野末議長】 ありがとうございました。ちょうどばっちりの時間でございます。ありがとうございます。

それでは続きまして、村井委員からご報告をお願いします。

【村井委員】 それでは、私からは、今期の課題「都立図書館が DX を推進するための課題について」に対して、著作権法の観点からということでお話しさせていただきたいと思います。

内容としましては、最初に著作権法の基本的な枠組みを確認した上で、図書館と著作権に関する最近の動向として、主に令和3年の著作権法改正についてご紹介したいと思います。最後に「都立図書館がDXを推進するために」ということで、少しだけお話をしたいと思います。

最初に「著作権法の基本的な構造」ということで、既にご存じの皆様には基本的な話で恐縮ですけれども、著作権法を見るときに基本的なポイントをお話ししたいと思います。

どのような行為が著作権侵害になるのかという観点から、著作物を利用するときに気にすべき主なチェックポイントを幾つかご紹介する形で、著作権法の基本的な構造を確認したいと思います。

まず著作権法で保護対象としている著作物といえるかどうかということで、著作物でなければ著作権の観点からは問題なく利用できるということになります。

著作物である場合であっても、著作権には一定の存続期間が定められていますので、その期間が過ぎていれば利用できるということになります。

存続期間内の場合、次に著作権の範囲内の行為かどうかというところを見て、そもそも著作権が及ばない行為であれば利用できるということになります。

著作権の範囲内の行為であるということになると、次に著作権の制限規定はあるかを確認します。権利制限は、自由に利用できる場合を定めている規定ですので、これに該当すると著作物を利用できるということになります。

制限規定もないということになりますと、基本的にはそのまま利用してしまうと著作権侵害ということになってしまいますので、利用する場合には権利者から利用の許諾を得て利用する必要があるということになります。

それぞれのポイントをもう少し見ていきたいと思います。

まず前提の話ですが、契約がある場合には、契約が著作権法に優先するのが原則になります。ですので、例えば図書館でデータベースなどを利用できるケースもありますが、基本的には契約に従うということになります。また、著作物によっては一定の利用許諾が明示されて、いろいろなマークがつけられている場合があります。そのような場合は、許諾された範囲で利用することができます。

ポイントの1番目は、「著作権法の保護対象となる著作物か」ということです。著作物とは、著作権法の定義規定によりますと「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」となっています。具体的に著作物に当たるものが10条に例示されていまして、例えば小説、論文、絵画、地図、映画、写真、プログラムといったものが該当しますので、図書館で扱う図書館資料も、多くのものが著作物に該当すると考えられます。

一方で、保護されないものとして、例えば法令や裁判の判決などは、そもそも著作権の対象とはならないので、自由に利用することができます。

それから、著作権法の重要な原則として、「アイデア／表現二分論」というものがあります。著作権法が保護するのはあくまで表現であり、表現の基になっているようなアイデア自体は保護しないという原則です。そのため、例えば事実やデータそのものといった抽象度の高いアイデアは、利用することができます。

次のポイントは、「著作権の保護期間内か」ということです。著作権には、原則、著作者の死後70年という存続期間が定められています。この保護期間が終了しますと、誰でも自由に利用できる「パブリック・ドメイン」と呼ばれる状態になります。

そして次のポイントですが「著作権の範囲内の行為か」ということで、著作物を利用する行為全てが侵害となるわけではありません。例えばこの右下の表にあるように、著作権というのは一定の利用行為に及ぶということになっています。

いろいろな権利がありますので大枠で捉えていただくと、まず複製禁止権が一番中心となる権利です。もともと出版に対する権利として発展してきたという歴史的な経緯などもあって、著作権は、複製、コピーに及ぶということになります。

それから、例えば著作物を私的に読書する分には問題ないのですが、それを公の場で読み上げると口述権がかかってくるというように、公に著作物を利用すると禁止権がかかってくる場合があります。

このように複製禁止権と公の利用行為という二本立てで著作権を抑えておくという分かりやすいかと思います。

著作権のほかに、著作者の権利としては著作者人格権という権利もあります。今日は著作権を中心に見ていきますが、例えば著作者人格権には同一性保持権という権利がありますので、著作物を改変するような場合などは、著作権だけではなくて著作者人格権にも気をつける必要があるということになります。

このように「著作権の及ぶ行為」を、複製プラス公の使用行為という枠でとらえたうえで、DXとの関係で見ると、デジタルの複製、例えばコンピューターのハードディスクにコピーするというようなことも複製に含まれます。それから、公の使用行為として、公衆送信と呼ばれる行為にインターネット上の送信が含まれます。ただ、同一構内の送信は公衆送信に該当しないとなっていますので、図書館内だけで送信することは著作権にかかわらず行うことができます。

このように、複製や公衆送信など、著作権がまず包括的・広範に及ぶということが、DXを考える上では1つのポイントといえるかと思います。

ただ、この著作権の及ぶ行為全てが侵害となるわけではなく、著作権には制限規定というものがあります。著作権が制限されるということなので、著作権の及ぶ行為であっても権利が制限され、権利者の許諾なく自由に利用できる場合を定めた規定ということになります。これは、著作権法の30条以下に定められていて、例えば図書館における複

製等に関する規定や、私的複製、引用などが重要な規定になっています。

そして、この図書館に関する制限規定である 31 条が、令和 3 年の改正で大きく変わったというのが最近の大きな動きになります。

ここまででご紹介したチェックポイントを少しまとめてみますと、例えば図書館では一定の要件の下で複写サービスをすることができます。これをどう考えるかという、まず図書館資料が著作権の存続している著作物だった場合に、複写という「複製」行為を行おうとすると、原則として著作権が及ぶということになります。しかし、31 条で著作権の制限規定として「図書館における複製等」というものが定められていますので、31 条の要件を満たす範囲で「複製」ができる、という構造になると考えられます。

主なチェックポイントを簡単に見てきましたが、権利が包括的に及ぶために、制限規定が重要になってきます。この制限規定に関する改正をこの後、少し見ていきたいと思います。

なお、この制限規定がなく、存続期間内の著作物を利用したいというような場合は、許諾を得て利用する必要があります。許諾を得れば、著作権法にかかわらず、その許諾の範囲内で利用することができます。

許諾を得ようとしているにもかかわらず、権利者が誰だか分からない、あるいは誰かは分かるけれども連絡が取れない場合というのが、いわゆる孤児著作物問題などと呼ばれて、今の著作権制度の 1 つの大きな課題とされてきました。これに対しては「裁定制度」という、許諾を得なくても一定の手続を経て利用することができるという仕組みがあるのですが、利用しにくいということなどが問題とされてきて、令和 5 年の著作権法改正で新たな裁定制度をつくることになりました。簡素で一元的な権利処理ということで、窓口組織をつくって、そこへ問い合わせると権利の集中管理がされているものについてはそちらにつないで、そうではない場合は裁定手続をとりやすくして、著作物の利用を促すというイメージです。これは施行期日が 2023 年 5 月から 3 年以内ということになっており、今後制度をどうつくっていくかということがより具体化されていくと思われますので、今後の注目点の 1 つかと思います。

次に「図書館と著作権に関する最近の動向」ということで、最近の法改正を少しご紹介したいと思います。

著作権法というのは法律の中でもかなり頻繁に改正が行われておりまして、デジタル技術やインターネットの普及に伴い著作権法を取り巻く状況が大きく変わっていく中で、それに対応させるためにいろいろな改正がなされてきています。図書館に関連するものを少

し挙げただけでも、このようにたくさんの改正があります。

特に最近では、平成30年の改正で、いわゆる柔軟な権利制限規定がつくられ、また、教育の情報化への対応ということで、授業での著作物利用に関してインターネット送信への対応がなされて、補償金制度が導入されました。

この流れを受けてとも捉えられるかと思うのですが、令和3年の著作権法改正では、図書館関係の権利制限規定である31条の改正が行われました。

図書館関係ということで、令和3年の改正を少し見ていきたいと思います。

この改正の背景としては、新型コロナウイルス感染症の流行がありました。図書館が休館などを余儀なくされて、図書館資料をオンラインで利用したいというニーズが顕在化したということを受けて改正が行われました。

改正の内容としては主に2点ありまして、まず国立国会図書館による絶版等資料を個人向けにインターネット送信できるようにするというものです。改正前は、国立国会図書館は、図書館資料をデジタル化することができ、それを絶版等資料に限ってほかの図書館等へインターネット送信することができるという状況でした。これを個人向けにも直接インターネット送信できるようにしたのがこの改正です。

もう1つは、図書館資料の公衆送信ということで、改正前はいわゆる複写サービスだったものを、公衆送信、すなわちインターネット送信などをできるようにしたという改正内容になっています。

国立国会図書館の改正については、2022年5月から、個人向けデジタル化資料送信サービスが開始されました。これには利用登録が必要ですが、補償金制度が導入されなかったので、無料で利用することができます。

そして、公衆送信のサービスの方の改正については、国立国会図書館に限らず、多くの図書館等に関わる改正になっています。改正前はいわゆる複写サービスが可能で、ただ、複製や複製したものを郵送することはできたのですけれども、インターネットを通じた送信ができないということが課題でした。これを改正しまして、利用者の調査研究の用に供するため、原則として著作物の一部分をメールなどにより直接送信すること（公衆送信）が可能になったということで、この改正法が2023年6月1日に施行されたという状況です。

条文はこのようになっています。

この公衆送信サービスですが、送信主体が「特定図書館等」ということで、一定の要件を満たす必要があり、例えば研修を行う必要などがあります。

送信態様としては「不正拡散を防止・抑止するための措置」が求められるとともに、送信範囲は「原則、著作物の一部分」で、「政令で定める場合は全部」送信ができとなりました。ただ、ただし書による例外があって、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は送信することができません。

それから、補償金制度が導入されたということになります。

また、この改正の特徴としては、運用の詳細については、関係者協議や政省令などに委ねられた部分が多いということが挙げられます。

ということで、図書館側と権利者側の団体が構成される、この関係者協議会によってガイドラインが制定されました。施行直前の昨年(2022年)の5月30日にガイドラインが制定されています。

それから、公衆送信サービスについては補償金制度が導入されましたので、補償金を管理する団体が指定されました。「SARLIB（一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会）」という団体です。そして、令和5年3月に補償金の額が認可されています。この補償金の額ですが、こちらの表のようになっていまして、最低でも500円はかかるということで、高額な印象があるところです。

昨年の6月から施行されて、著作権法上はサービスを実施できるようになったのですが、SARLIBのサイトを見ても、まだ「参加届出書（準備中）」という状態が続いており、SARLIBに補償金の支払いをするための準備がおそらく現在行われているところで、実際にサービスを提供できている図書館はまだないのではないかと思います。

この公衆送信サービスに関する課題としては、例えば補償金の額がやはり高額であるという点がまず挙げられるかと思います。また、送信可能な範囲もやや限定的になっていて、例えば政令で定められているように、発行後相当の期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物は全部の送信が可能となっていますが、複写サービスについては原則として次号が発行されるまでとされてきましたが、今回の公衆送信に関しては発行後1年（新聞については次号が発行されるまで）と長くなっています。

それから、改正のときに指摘されていた問題で、定期刊行物ではない、例えば論文集などに掲載された論文について全部の複製や公衆送信できないという問題があり、これを複製や公衆送信できるようにしましょうとなっていたはずが、まだ対応できていないといった課題があります。

また、図書館間の相互利用で公衆送信を行うことについて、今の段階では認められていな

いということで、これも今後の課題として挙げられているところです。

最後に「都立図書館がDXを推進するために」というということで、少しだけお話しさせていただきます。

何ができるかということを考えてみますと、まずはやはり現行の著作権法の範囲でできることを最大限活用していくこと、それから、著作権法の解釈や運用への提言、それから、著作権法の立法への提言といったことが考えられるかと思いました。

例えば、現行の著作権法の下でも、存続期間が過ぎた著作物は自由に利用できるのが原則です。アイデアも自由に利用できます。こういったところをうまく活用して、DXと関連するサービスの充実につなげていくことも可能ではないかと思いました。

それから、制限規定でできることを活用していくということで、改正で公衆送信サービスが可能になり、特に都立図書館は公共図書館をリードしていく立場にあると思いますので、どの図書館もこれからサービスを開始していくという段階ではあるのですが、率先して新たなサービスを実施していくことが求められるのではないかと思います。

また「著作権法の解釈・運用等への提言」ということで、先ほど見ましたように、公衆送信サービスにおいては関係者協議が非常に大きな役割を果たしています。ここでガイドラインなどを策定していますので、実際の運用へも非常に大きな影響力を持っています。ガイドラインには、今後適宜見直しを行っていくということが記されていますので、今課題として指摘されているところを関係者協議の中で解決して、より利用しやすい公衆送信サービスを提供可能にしていくということが求められるかと思います。

関係者協議は、拘束力のある法ではない「ソフトロー」と呼ばれるものですが、このような関係者協議は権利者保護に偏りやすいという指摘もあります。例えば、国立国会図書館による絶版等資料の送信において、対象となる資料から漫画や雑誌が定型的に除外されています。著作者からの申出によって除外されるということも盛り込まれています。また、過去には「上映会」に関する協定がありまして、著作権法上は非営利の上映であれば映画の上映ができるのですが、実質的に図書館が上映会を行うのはなかなか難しいということがありました。

関係者協議に利用者側の当事者も参加すべきという意見が出されていたり、ソフトローにおいては社会的公平性や客観的透明性、利害関係者の対等協議性の確保が求められるといったことが指摘されていますので、こういった指摘を踏まえて、関係者協議の在り方を考えていくということも望まれるかと思います。

そして「著作権法の立法への提言」ということで、著作権が存在するためにD Xが推進できないという場面は多々あると思うのですが、それで終わらないためにということで、著作権制度は当然完璧なものではなく、頻繁に改正が行われています。いろいろな課題が指摘されていて、特に時代の変化に十分に対応できていないということや、少数派バイアスの問題というのが指摘されているところです。

少数派バイアスの問題というのは、立法政策過程において、少数に集中した利益、著作権法でいうと業界や大企業の利益は、ロビイングのしがいがあるので、実際にロビイングが行われて立法に反映されやすい一方で、ユーザーや大衆の利益というのは個々の利益が小さくて拡散しているために、なかなかロビイングにつながらず、立法に反映されにくいのですが、数としては多いので、本当はユーザーの利益も大きいはずが法に反映されにくいということが、構造的な課題として指摘されているということです。ですので、図書館側はそういうところも酌み取って、利用者の利益を十分に著作権法に反映していく努力が望まれるように思います。

「著作権法の目的」というのは、そもそも「公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」と定められており、権利の保護ももちろん大事ですが、一方できちんと著作物を公正に利用できるようにして、最終的には文化の発展に寄与することが目的になっています。

ですので、著作権の保護と著作物の利用のバランスに配慮しつつ、図書館D Xを実現するために必要な著作権法の在り方（改正の在り方）などを図書館側から提言することが望まれるかと思います。

最後に「D X時代の図書館のあり方」というところです。現在、インターネットが普及し、それに対応するために令和3年の著作権法改正が行われたわけですが、従来の複写サービスと国立国会図書館による絶版等資料の送信をインターネット送信にそれぞれ対応させたという形になっています。

より根本的にはインターネットを通じた図書館資料の提供の在り方というのを今後考えていく必要があるように思います。つまり、インターネットというのは、物理的・場所的な制約を受けないので、インターネットを通じて図書館資料をどう提供していくかということについてはいろいろな可能性があるということです。

例えば1つの方向性としては、国立国会図書館に集約していくという方向です。それ以外の大学図書館や公共図書館などは、地域資料や貴重資料の提供を中心に行ったり、利用者が

インターネットを通じて国立国会図書館の資料を利用する際の支援などを行うという方向が1つ考えられます。

一方で、各図書館における分権の理念を重視して、図書館の多様性という観点から、それぞれの図書館がインターネットを通じた資料の提供を行っていくべきという考え方もあり得ます。

将来的には、こういった「DX時代の図書館のあり方」というのも考えていく必要があるのではないかと思います。

私からは以上になります。どうもありがとうございました。

【野末議長】 ありがとうございました。両委員とも時間を守っていただきありがとうございます。

それでは、お二人の報告を受けましたので、まずは、専門的な事柄もありましたので、ご質問をお受けしたいと思います。我々も専門外のことが含まれておりますので、これを機会に少し勉強という気持ちで臨みたいと思います。

どなたからでも、どんなことからでも結構です。どちらの委員の発表からでも結構です。ご質問をお受けします。いかがでしょうか。

オンラインの方は直接発言いただいて大丈夫です。

では、坂本委員、お願いします。

【坂本委員】 寺田先生の発表に関してですけれども、よく最近授業でSNSを採用のときに閲覧して、それで採用を使っているということが言われていて、それは、閲覧して、見る分には構わないと、多分見解としてはなっているかと思うのですけれども、それを企業として、もしかしたらそれで傾向を入力して分析して何か使っている可能性はあるかなと思うので、グレーゾーンはきっとあるのかなと。

一方で、よくターゲティング広告で使われている協調フィルタリングという技術で、こういうものを見たり、こういうものを買っている人はきっとこれも好きだろう、広告ではバンバンそれを利用してやっているのですよね。そういったところに関して、先生のお考えをお伺いしたいと思います。

【野末議長】 寺田委員、いかがでしょうか。

【坂本委員】 グレーゾーンに関することに関しての、最近の考え方の傾向ですかね。

【野末議長】 寺田委員、いかがですか。

【寺田委員】 すみません。ちょっと今途切れていたのですけれども、うまく。

【野末議長】 もう一度いいですか。

【坂本委員】 前半は取りあえず置いておいたとして、協調フィルタリングという技術があって、ターゲティング広告、効果的に、こういう属性の人はこういうものが好きだろうと、いって広告を出すという技術が普通に使われているかと思うのですけれども、そういったことに関しては、問題は、懸念点とかはないのかどうかということです。

【野末議長】 寺田委員、いかがですか。

【寺田委員】 ターゲティング広告とかに関しては、最近では、集めてもいいですかみたいなことを欧州の規制とかではちゃんと同意を取るようにということをやっている、日本ではあまりそこまで、集めてもいいみたいな同意は全部出てきてはいないのですけれども、基本的に域外適用されているGDPRではそういうウェブサイトを使うときに、ちゃんと細かくどこまで収集してもいいかということの全部同意を取らせるようにはしているのです。

広告というか。問題はあります。問題はありますけれども、それについては、無料とかでサービスを利用しているほうも、利用されるということを分かって使わなければいけないということになります。

【坂本委員】 ありがとうございます。最初、名乗らずに話してしまいましたが、坂本から質問しました。

ウェブとかを使うときに、利用していいですかとか、何か小さい字で最初に何かするとき、ひょこっと出てくるときがあって、それをオーケーしないと使えないと思って、皆さんあまり読まずに、気にせずにオーケーとしているかと思うのですけれども、結果的にびっくりすることに使われたり、気持ち悪いなということを感じたときに、それを訴えられるような事件というのは、今までは特にはないということですか。利用されているのではないかと、いって、過剰に利用されているとか、そういうことというのは、ケースとしては今のところあまり報告はないのでしょうか。

【寺田委員】 詳しい実情は知らないですけれども、アメリカとかだとバンバンやるのですけれども、日本もいろいろやっていると思うのですけれども、そこまで乱用されているところまではいっていないかもしれませんけれども。アメリカとかだと、本当にバンバン、思い切り、法がないので、されているという感じで。ただそれもアメリカの人は別に許容しているかもしれないですね。だから分からないですけれども、ターゲティング広告をむしろ喜ぶ人もいます。

【坂本委員】 何かを買いたいと思って、調べていたら、どんどんどんどん過剰にそればかり

りの広告になったりとかして、気持ち悪いなと思うこともあったりしたので、ありがとうございます。

【野末議長】 吉澤委員、どうぞ。

【吉澤委員】 今の坂本先生の話に加えて、ターゲティング広告は基本的にはブラウザのC o o k i eをベースに打っているものだと思うのですが、ブラウザのC o o k i eというのは、個人情報には当たらないのですか。寺田先生への質問です。

【野末議長】 寺田委員、どうですか。C o o k i eの情報は個人情報ですか。という質問ですね。

【吉澤委員】 基本的には、個人情報を提供していないですが、ブラウザのC o o k i eに対して追いかけているので。

【寺田委員】 それ自体では当たらないのですが、他の情報と容易に照合することができて、それで特定の個人を識別することができる場合には個人情報に当たります。

【坂本委員】 どう利用されるかですね、結局、見えない部分というか。

【新保委員】 今、チャットのほうに、寺田先生が参加されている研究会の報告書をアップしました。これが非常に参考になると思います。プロファイリング研究会のリンクです。

日本の法律で対応できていないこと、プロファイリングと自動的な意思決定は、日本の現在の個人情報保護法では残念ながら十分に対応できていない部分だと思うのですが、今日の寺田先生のご指摘のとおり、個人情報保護法改正のたびに義務規定の内容が非常に複雑になっているので、次の改正でプロファイリングを入れるかどうかという議論も、前回の改正のときもされているのですが、これでプロファイリングと自動的な意思決定に関する新たな手続を入れると、さらにまた複雑になってしまうかなというのが心配なところです。

まさにC o o k i eの問題は、もう1つご指摘のとおりで、C o o k i eは、日本とアメリカとEUでは個人情報への該当性の判断が全く異なっているのです。日本は、他の情報と容易に照合できる場合にはC o o k i eも個人情報になることがあるというだけの話で、それ単体ではC o o k i eが個人情報になることはありません。他の情報と容易に照合できれば、日本の場合は。だから、答えとしては、個人情報になる場合とならない場合があるということです。

さらに、前回の改正で「個人関連情報」という定義を新たに追加しましたので、そうすると、提供した先で個人情報になるC o o k i eなどについては提供先において特定の個人

を識別できるわけですが、そうすると個人情報に、これもケース・バイ・ケースになってしまうわけですが、個人情報に該当するかどうかは判断が分かれるところです。

一方で、EUは完全にC o o k i e イコール個人情報なので、これは規制としては非常に厳しいです。アメリカは、判断基準はちょっと違うのですが、P I I とN o n - P I I と分けていて、パーソナリー・アイデンティファイアブル・インフォメーションはC o o k i e であっても個人情報で、そこでアメリカの基準というのはリンカブル、リンクできるかどうかという基準なので、リンクできるものはパーソナリー・アイデンティファイアブルですが、一般には通常のC o o k i e はノンパーソナリアイデンティ、N o n - P I I といいます。

これで困るのが、地域によって違うので、そうすると、EUで個人情報でも日本で個人情報ではないもの、アメリカで個人情報かもしれないけれども日本ではないものという、そこがなかなか国際的には整合性がない部分です。

【坂本委員】 事業をするときは気をつけなければいけないわけですね。

【新保委員】 逆に、例えば、公的な委員会なので企業名はあまり挙げないほうがいいかもしれませんが、かなり誰でも知ってる企業で、子ども向けのウェブなど、あとはオンラインでも情報を集めるサイトというのは、EU向けには完全に停止しているところがあります。日本も、寺田先生先ほどお話でEU向けをやめたのはヤフーでしたか。

【寺田委員】 そうです。ヤフージャパンのニュースサイトがEUとか欧州にいる場合には読めない。

【新保委員】 今は、個人情報に該当する場合には、個人情報に該当するかどうかという判断ではなくて、個人情報の取得と提供をやめるという判断になっています。ですから、個人情報の取得をやめたサイトというのは、オンラインでは、EU向けと言いながら、日本からもおそらくアクセスできないですし、せっかく日本から情報発信しても。だから、出張中、今まではY a h o o ! ニュースとかいろいろ見ていて、しばらく見ていなかったのも、多分次の出張のときにはどこ見ようかなと。

【坂本委員】 この間、行った人が見られないと言っていました。

【新保委員】 そうすると、それ以外のサイトでニュースを見るしかないですね。

【坂本委員】 ありがとうございます。

【野末議長】 ややこしいですね。でも、そうやってみんなが抑制的になって「もう出すのやめていこう」となると、「インターネットって何よ」という話に、そんな気がします。

【新保委員】 幸い、図書館はあまりその影響がないところで、ただ、村井先生からご報告があった著作権法の関係では、国立国会図書館がデジタル化資料のうち絶版等の資料をインターネット経由で提供できるようになりましたが、あれはネットで一般公開と違う形の扱いになっているのですよね。著作権法の改正で、国会図書館の。

【村井委員】 完全な一般公開ではなく、登録した人のみが見ることができるという状況です。

【新保委員】 そういう形で、許諾を取って、同意を取っている範囲でしか公開できないというのは、逆に、著作権法の場合は、そんな形でやっています。

【坂本委員】 またそれで質問で、最近生成A Iとかですと、令和5年6月の文化庁の著作権課が「A Iと著作権」といってウェブページで議論のまとめを上げて、いつもそれとにらめっこしながらいろいろ考えているのですけれども、結局、インターネット上にあるものをめちゃくちゃかき集めて、ソースが何かも分からないぐらいにかき集めてやっていたりすると、何だか分からないから、薄まってしまっているみたいな、それでオーケーみたいな感じになっていて、例えば、その結果、歌詞を生成するとかもちろん全然できるわけですよね。

私自身の取組としては、いろいろ著作権に気をつけながら、歌詞のデータで実は文章生成A Iをつくって、昔、実際アイドルに歌詞を提供してというようなことをしたときも、著作権処理されたデータだけでやったりしていて、いろいろ気をつかってやってきたのですけれども、すごいあんな勢いよくやっちゃってしまっている企業があったりして。

何かいろいろもやもやしながら研究をいつもしているのですけれども、その辺りの先生のお考えはありますか。

【村井委員】 ご指摘のような問題はまさに今議論されているところで、文化庁の法制度小委員会においてA Iと著作権に関する取りまとめを審議しているところかと思います。そこで文化庁としての現時点での考えがまとめられることになると思うので、今後それを基に検討がなされていくことになるかと思います。私個人の考えはあまり参考にはならないと思うのですけれども、ただ、日本には比較的広くA Iの学習を認めるような制限規定があり、今回の文化庁の方針はそこに多少制約をかけていく方向かと思うのですけれども、せっかく権利者に影響を与えない範囲で著作物を利用できるようにするという趣旨の規定なので、それを生かして、A Iを活用することを可能としつつ、一方で権利者の利益が損なわれないように気をつけていくという方向を目指していくのがよいのではないかと考えてい

ます。

【坂本委員】　　そういうのを見ていて難しいなと思うのは、機械学習する分にはいいです。ただ、利用時に享受を目的とした何かは駄目とか。そうすると、C h a t G P T的な生成A I、画像生成とか、そういうものをサービスとして提供したら本来駄目ということなのかなとも読めるのですけれども。モデルを作る、学習するところまでいいですよ。でも、それをサービスとして提供して、結局はビジネスをしているわけですよね。だから、本当はそこで制限が、それは本当は駄目なはずだけれども、今は認められて、世界的には動いていて。そういう中で、例えば日本だけ、また日本はどうしようかと考えて、日本は規制しようとか、そっちの方向に行ってしまうと、本当は世界で足並みをそろえなければいけない感じもあるので、そこら辺はどう進むのかなというのをいつも気にしているところです。自分の気になるところをちょっと。

【野末議長】　　村井委員、コメントありますか。

【村井委員】　　学習段階とは別に利用段階を考えるとときには、依拠の要件の解釈がポイントになってくるように思っています。国際的な協調は基本的には国ごとに法律があるので難しい問題ですよね。日本はA I学習に関しては先進的ともいえる規定をつくってきたということはいえるかもしれません。

【坂本委員】　　さっきの新保先生のもそうですけれども、国によってとかなってくると、いろいろ難しいのだなと思ったりして。ありがとうございます。

また新しいのが更新されて、今私見えているのは令和5年6月のですけれども、また今新しいのが出てくる可能性があるということですね。

【村井委員】　　その文化庁の資料ですか。

【坂本委員】　　はい。文化庁の。

【村井委員】　　今まさに、「A Iと著作権に関する考え方について」という資料をつくっているところなので、この確定版が今後公開されることになると思います。

【野末議長】　　ありがとうございます。A Iはこれから図書館の世界にもどんどん入ってくるものだと思いますので、我々もしっかり追いついていかなければいけないですけれどもね。ありがとうございます。

ほかに、ご質問いかがでしょうか。

【松本副議長】　　寺田先生、あるいは新保先生にお伺いしたいのですけれども、2点ございます。

1点目は、図書館の世界では「図書館の自由に関する宣言」とか、あるいは、日本図書館協会の「図書館の自由委員会」、そうしたところが、ある種の規範のようなものになっていると思うのです。さきほど村井先生の話の中で「ソフトロー」という、業界団体での取決めという話があったと思うのですけれども、そういった図書館界のある種、規範みたいなものが、どの程度、規制というか、そうしたものになるのかということをお伺いしたいのです。

【野末議長】 寺田委員から先に、いかがでしょうか。

【寺田委員】 どういう業界団体の、どのぐらいちゃんとしているものかにもよるとしか申し上げられなくて、その中に、例えば新保先生のような先生がちゃんと関わっていらっしゃるような団体なのかとか、新保先生が100人いても足りないかもしれませんけれども、ちゃんとした先生が関わって、ちゃんと指導されている業界団体かというようなところによるとしか申し上げられないかなと思います。

新保先生、お願いします。

【新保委員】 これは非常に難しい問題だと思うのですけれども。日本国内でいうと、ガイドラインとか指針というのは、守るべきものだと思って、みんな対応していますよね。

例えばガイドラインの意味についてアメリカの人と話をする、今のAI関係もそうですけれども、ガイドラインの意味がそもそも全く違う受け止められ方なので、規制を受けないライン、自分たちをガイドしてもらふラインなのです。この発想は日本人からすると、日本人はガイドラインを設定すると、ガイドラインにみんな沿って守るためのガイドですよ。そうではなくて、自分たちを守るガイドなのです。政府から規制を受けないために。この発想は全く逆の発想なので面白いなと思っています。

そうすると何が起きるかという、日本の場合だと、法律がないとか、法律があっても、それに含めて、またはそれに関するガイドラインを決めると、法律で決まっていなくてもみんなやりますという、上乗せのガイドラインのようなものが多いのですけれども、特にアメリカのビッグテックとか、テック企業については、規制がないので、規制をさせないためのガイドを自分たちでつくっている。そうすると、守っているから規制は必要ありませんというガイドラインなのです。この発想は日本ではあまりないので、そうすると、話がかみ合わないということにまず注意しなければならなくて。

「日本にはガイドラインがあります」と言うと、意識が高いので、上乗せで頑張っている。日本だと「素晴らしいですね」と評価されると思うのですけれども、逆に、アメ

リカで「ガイドラインでやっています」と言うと、「君たちは規制されたくないから勝手なことをやっているのだね」という受け止められ方もあるのです。この部分を理解してまずガイドラインの位置づけを考えないと、そもそもまず意味が違う。

ただ日本の場合は、ガイドラインを決めると、ほぼみんな意識高く、上乗せでやっている。基本は評価されるべきところだと思いますけれども、ただこれが、最近ではAIに関するガイドラインは全く逆で、ガイドラインとして日本のAIの規制はほぼ何も機能していないのです。そうすると、何も無いところに何もできないと、結局海外では規制をし始めているので、そうすると、日本ではガイドラインでやっていますといっても、そのガイドラインの効力とか意味が通じるかという、これは全く通じなくなっている。ガイドラインのそもそもの位置づけというものを考えた上で考えないとならないと最近特に思います。

【松本副議長】 あともう1点、寺田委員にお伺いしたいのですが、スライドの中で「オンライン結合」というのがあったと思います。これの具体的なイメージ、こういったものなのかというのを少し、簡単によいので教えていただけますでしょうか。

【寺田委員】 基本的に個人情報というのは、各自治体とかの中では、あまりいろいろな情報を結合させないということを前提としてこれまでいろいろなところで取組をやってきたので、別に禁止はしていなかったのですけれども、あえて条例で上乗せ規制みたいな感じで、結合制限ということをやっていることが考えられるわけですが、ただ、それについては、新しい改正というか、今はそこまでの上乗せというのはできないという。新保先生、そうですね。

【松本副議長】 何をお伺いしたいかというと、例えば電子書籍の貸出しというのを考えたときに、利用者の認証は図書館のサイトでやっているが、IDの発行とかパスワードの管理とかは図書館がやっている。で、ユーザーが実際にアクセスするサーバーは外部の電子書籍図書館ということになると思うのです。その電子図書館のほうは、ユーザーの個人情報、読書の行動というのを完全にデータを取れるわけで、そこら辺の個人情報と関係する部分があるのかなと思ったものですから、お尋ねした次第です。

要は、そこら辺の部分は、図書館と無関係なので「どうぞどうぞ」というものなのか、あるいは契約とかで、「ちゃんとこういうふうに管理してくださいよ」とか、そういったことは言えるものなのかどうか。そこら辺をお伺いしたいなと思ったのでお伺いしたのです。

【新保委員】 これは先ほど寺田先生が触れたツタヤが運営を担っている図書館の問題

から端を発する問題だと思います。

特に、これが今現実の問題になっているのは指定管理者です。指定管理者の場合には、民間事業者が図書館のそもそもサービス全般を請け負っています。そうすると、Tポイントを基盤としたサービスを提供しているCCCが指定管理者として業務を請け負ったときに、ポイントと連携するのではないかとといった指摘があった部分と同じですから、そうすると、電子書籍を含め、委託関係にあたり、委託といっても指定管理者の場合は行政処分ですので、行政処分として指定管理を請け負っている事業者、または請負契約などで図書館の業務を請け負っている事業者であったり、従業員も含めてですけれども、そうするとこの場合には、基本的には、以前は条例が適用されたわけですが、現在は個人情報保護法に一元化されていますので、そういう意味では、法の適用関係は分かりやすくなったということですね。委託を受けている事業者であっても、基本的には個人情報保護法に基づく取扱いになると。ただ、適用されるものが行政機関の義務になるという部分はあるというところはあると思います。

【松本副議長】 例えば、電子書籍を提供している会社が、個人のユーザーの情報を使って、それで商売を始めるということになると、それはまさにツタヤのポイントとかなり似た構図になってくるということなのですね。

【新保委員】 このときに、そもそも、正確には個人データになる場合と、保有個人情報の提供になる場合があると思いますけれども、個人データとしたとして、委託先への提供なのか第三者提供なのかによってそもそもの手続が変わってきますから、ですから、場合によっては電子書籍とか外部の委託業者に第三者提供するということでそもそも利用者から同意を取っている場合には、委託ではなくて、それは第三者提供になるので、提供先の事業で、例えば何らかの履歴を使って、先ほどのプロファイリングも含めて実施することは可能になります。

一方で、委託先への提供扱いであれば、図書館側が決めた利用目的の範囲内でしか提供ができないので、そうすると、そこの利用目的に、例えば何らかの履歴とかプロファイリングの問題など、履歴の利用とか活用とかターゲティングなどが含まれていない場合は目的外利用になってしまいますから、本人の同意がない場合は個人情報保護法違反となります。これは個人情報を取得する時点で、第三者提供を予定して取得するのか、それとも委託として提供元の利用目的の範囲内で使うのかという、この違いによって分かれてきますので、一概に図書館のサービスがどちらを選択するかということになると思います。

ただ、現実的には、これは、私も以前から図書館における個人データの取扱いの問題として指摘しているところで、図書館は慎重なので、基本的に第三者提供を行っている図書館を見たことがないというか、ないと思いますね。ですから、第三者提供モデルでの個人情報の取扱いをそもそも予定している図書館は当初からないので、その利活用ができないという部分は、特にD Xとの関係だと、せっかくデジタルトランスフォーメーション、何かしようとしていても、いわゆる提供する先で何らかのビジネスであったりとか、提案をしてもらったとしても、図書館側としては第三者提供で図書館利用者の情報を提供するということはそもそも予定していないので、そのD Xを実現する方法は逆にならないということになってしまいます。

【野末議長】 関連して私も伺っていいですか。そうすると、図書館が、仮に都立図書館がD Xの第三者の企業が何らかのサービスを提供しているものを利用して新しいサービスを提供しようといったときに、第三者提供ができるためには、利用者から全部許諾を取り直さなければいけないということになりますか。

【新保委員】 本人同意がないと第三者提供はできません。日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」で、図書館の利用者の秘密を守るためにインフォームドコンセントを原則としています。

【野末議長】 途端に、協会からクレームが飛んでくるというやつですね。

【新保委員】 ここは業界としては「図書館の自由に関する宣言」があって、図書館利用者の秘密を守るという。つまり、個人情報保護法上適法でも、プライバシーの問題があるので、ですから、プライバシー保護の観点からは、図書館はそこに踏み込めないですね。

【野末議長】 そうすると、現状でD Xとして、サービスの拡張みたいなことを考えたときには、業務委託ないし指定管理の範囲で、つまり自分たちが責任を取る範囲でしかできないということになってしまうのですね。

【新保委員】 当然そうなってくると思います。

【野末議長】 それはかなりしんどい。

【新保委員】 ただ、そのときの手法が今はいろいろあって、民間に委託するということも、最近はいろいろな方法もありますので、例えば、普通の業務委託として民間のノウハウを活用する、最近ではP F I（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の形で図書館のサービスについて提案をしてもらうという方法もあります。指定管理者は一般に行われていますよね。民間の企業に委託をして、委託という形ですけれども、行政処分として指定

管理の指定をして図書館を運営してもらう。

あとは、これは図書館では今までないのですけれども、もし今後DXの観点からご活用いただく方法がもう1つあって、これは行政法の観点から寺田先生のアドバイスを頂かないとならない部分ですけれども、例えば特区制度です。指定管理者による図書館の管理運営は図書館運営特区申請によって実現したのですが自治体なので構造改革特区ですね、国家戦略特区にはならないので。

寺田先生、どうですか。構造改革特区で、図書館サービスをDXのために特区制度を使うというのは、今まで発想としてはないと思いますけれども、行政法の観点から可能といえれば可能ですよね。

【寺田委員】 あまり考えたことがなかったのですが、図書館は、いわゆる東京都立図書館の存在みたいに、本当の意味で研究とか歴史的なものの所蔵とか、そういう機能があるものと、それから地域で、武雄市図書館はCCCですけれども、武雄市図書館みたいに市民の知的刺激というか、そういう市民のために一般的にもっと役立つみたいなのと、またちょっと別なので、構造改革特区、あと大学図書館とか国会図書館とか。昨日、実は最高裁の図書館に行ったのですけれども、そういう図書館とまた機能が違うものがあるので、構造改革特区でどういうものを目指すのかですけれども。

1つは、市民のための図書館でも、デジタル化とかをうまく活用すれば、すごく高度なことも確かにできるかもしれないというのは1つあるので、もしも高度なこととかをするために特区制度が役に立つことがあるのであれば、もしかしたらそれはいいのかもしれないなと思ったのですけれども。

私は考えの限界で、新保先生が何をお考えになっていらっしゃるのかお伺いしたいです。

【新保委員】 具体的には、スマートシティなのです。スマートシティで、電子図書館を実現して、かなりプライバシーの侵襲度が高いサービスになると思うのですけれども、スマートシティを選んで、図書館のサービスも非常に高度なサービスを受けたいという。

今だと、図書館の利用価値というのが生成AIの発展によって今後、生成AIに聞くと、図書館が要らなくなる可能性があるのです。図書館で何かを調べる必要がなくなってくるので。そうすると、図書館の利用価値というのは、生成AIを上回る利用価値がないと、みんな図書館に行ってわざわざ本を借りなくなってくると思う。

不思議なのが、みんなビッグテック、いわゆるGoogleだったり、Amazonだったり、そういう企業には何の制限もなくみんなプライバシーを提供しているのです。私も普

通に買い物して、お勧めに従い買っています。ただ、SNSは使っていませんけれども。でも、普通にそういう企業のサービスを使っているのに、何か図書館の貸出履歴というピンとフラグが立って「プライバシー侵害だ」「人権侵害だ」と。もっと人権侵害されている状態が存在するのに、何でそこでいきなり図書館の貸出履歴でいきなり人権侵害になるのだろうか、私は非常に不思議でならないです。あなたもっと人権侵害されているはずなのですけれども。

そうであれば、同意を取ってスマートシティで、プライバシーの侵襲度が高いサービスだけれども、本当に便利だと実感があるのであれば、何でそういう外国の大きなネット企業、プラットフォーム事業者に、みんながプライバシーを提供するかというと、便利だし、使わざるを得ないからですね。

そうすると、構造改革特区で本当に高度な情報提供サービス、その中に情報の提供ができるのは図書館なので。ただ、そこには相当プライバシーの問題が出てきたとしても、いいのであれば、それが便利だったらいいいのではないですかというのは、発想としてはあると思うのです。

【野末議長】 松本委員、どうですか。図書館界。

【松本副議長】 図書館界は怖いでしょうね。今、おっしゃっているのは、確かに可能性あるというか、資料の貸出情報とかは非常に貴重だと思うのです。どういう人がどういうものを借りているかという情報をデータとして集めたりすると、レコメンドなどでもすごくよくなるというのはあるので、可能性としてはあるのかなとは思うのですけれども。

【新保委員】 それこそ、レファレンスへの問合せの内容とか、OPACでの検索履歴は相当プライバシー性が高いのですけれども、もっとすごいことをみんなGoogleで聞いているわけです。Googleの検索に入れている検索ワードのほうが、本当にその人の人生というか生活に関わるものを相当入れているはずなので、それがプライバシー侵害のはずなのですけれども、と思うのですけれども。そこが、なかなか、いきなり貸出履歴になるとハードルが高くなるという問題はあるかなと思います。

【野末議長】 ちょうど今、図書館の話に徐々に入っているので、委員の皆さん、一般的な質問から、図書館の世界では、あるいは都立ではという話に、ご意見、あるいはご質問でも、どんどんお受けしたいと思います。

【坂本委員】 今ので、特化したことになると、皆さん具体的に自分のどんな情報を取れるかとイメージができてしまいますよね。でも、Googleとか、そういうふだん何気な

いものだと、いろいろなことをやっているから、何の情報を取られているかすらイメージが湧かないというか。でも、図書館に行ったときの検索履歴を取られますよとか言われると、「変なものの借りてしまったやつがばれちゃう」とか、そういう具体的なものが思い浮かんでしまうから、すごく警戒するのかなと思うのですよね。

【新保委員】 例えば、図書館では位置情報の活用とかは想定もしないわけです。考えられないですものね。ただ、みんな持っているわけです、スマホを持って、常に位置情報を取られているわけですが。それこそ図書館で、内部でどのエリアが、日頃、利用者が活発に出入りしているとか、全くここは、本の検索は分かりますけれども、開架の書棚で人がいっぱい行くところ、行かないところというのははっきり分かるのですが。そうすると、人がいっぱい行きやすいところに、例えば本の配置を変えとか、いろいろそういうことは、基本的には考えないですからね。

【野末議長】 仕組み的には、それができるのですよね。ＩＣタグを１個１個の本に入れておけば、棚のアンテナをつけておけば、誰がどの本を持って、どこでどのくらい滞在したとか、読んだとか、全部データを実は取れるのですよね。一般のデパートとかでは既にそれが実験ベースで日本でも行われているので。

そうすると、それがいい方向に行けばいいサービスにつながる可能性は大いにあるのですけれども、ものすごくハードル高そうですね。

【新保委員】 以前、私も提案したのは、蔵書管理は、ものすごく大変ではないですか。でも、回転寿司のお皿の管理は簡単なのです。ピットスキャナで、タグでやれば、実は非常にいいところはあるけれども、別の利用目的として、そのタグをつけることによって、誰がどういう資料を利用したのかという別の情報が付加されますから。付随的な情報。

【野末議長】 多分、我々の、この会の課題は、ＤＸをよい方向に持っていくために、どんな課題があって、どう解決するかということなので、今ここでディスカッションしている課題というのは結構重要な論点だなと個人的に受け止めています。

恐らく、今の若者たちは、そういうよりよいサービスを求めているはずで、これだけ提供しているわけですから、何で図書館はやってくれないのだろうぐらいのことで、もしかすると思っているかもしれないですよね。であれば、どういう解決策が、そういう方向が仮によいとして、どういう課題があって、それをどう解消できるかということは、都立として先取りして考えていくことはひとつ悪くないかなと思いますけれどもね。

【坂本委員】 具体的に、それを提供するとどういういいことがあるかというのを例とし

てこういういいことがありますよというのを示すことができると、だったらいいかなというのはあるかもしれないですし、Googleみたいなものは、別にすぐに、便利だからすぐにいいことがあるのは分かるのですけれども、図書館の場合、もしやりますといったときに、「我々にとって何がいいことがあるのか」みたいなことになるので。

研究とかをするときに、倫理委員会とかを通して、一生懸命データを取るときにやるわけですが、この研究は何のために、どうしてその実験をしなければいけないのか、めちゃめちゃ厳しく審査されるのです。それに対して、百貨店の話がありましたけれども、最近新宿区の某百貨店も、出入口に「皆さんの服装を店内で撮っています」とだけ出ていて、何のためにというのは書いていなかったりするのです。そういうときは「何のために」がなくてもよくて、「何のために」が必要なときとの違いは何なのだと思います。

新保先生、もしご存じだったら、「何のために」を表示しなければいけないときと、別に要らないとき、撮っています、終わりみたいなのでいいときと、何かあるのですか。

【新保委員】 本当は、利用目的は全て明示する義務が個人情報保護法で定められているので。ただ、明示の方法、明示するのが直接書面で取得する場合に限られます。直接書面取得時の利用目的の明示は法定の義務ですが、そうではない場合には、通知、公表でいいという手続もあります。

【坂本委員】 そこが不思議なのですね。

【新保委員】 そうなると、直接書面で取得する場合には利用目的は明示する義務がありますけれども、通知または公表でいい場合の手続のほうも多いので、そうすると、ネットの場合にはウェブにプライバシーポリシーとか個人情報保護方針が掲載されていますけれども、そこで個人情報の取扱いについて利用目的を公表していれば、間接的に取得する個人情報については、利用目的の明示は不要になります。そうすると、どのような目的で使われているかというのは、自分で調べにいかないと分からない場合もあるのは事実ですね。

【野末議長】 今日は、事務局の皆さん、いっぱいメモを取っているわけですが、考えなければいけない論点がたくさんありましたね。

【新保委員】 ただ逆に世の中全部明示されると、それまた大変なことになってしまって、それこそ、部屋に入るときに個人情報を取得しますと、上からプロジェクションマッピングで入り口に「この部屋に入ると個人情報取得されます」と投影しておかないと入れないですとか、そういう問題になってしまうので。

あと最近だと、車とかもいろいろな個人情報を取られますけれども、個人情報を取って提

供する場合に同意を取らないといけないから、同意を取るまでエンジンがかからないとかになると、毎回毎回乗るたびに同意を取って、ようやくエンジン、EVだから、今エンジンは押せばいいけれども、その押すまでの過程で同意とか、それも逆にユーザー側としては大変なので。

ただこれ冗談で言っているのですけれども、これが起きているのがC o o k i eなのです。C o o k i eは、現にこの現象がネット上起きてしまっているのです、拒否すると、ページが表示されないのですよね。しょうがないので、同意しようかなと思っても、同意は怖いから、選択しますとか、もういいやと戻って、もういいや同意みたいに。いわゆる同意疲れが来ます。

【野末議長】 そろそろお時間ですけれども、ほかにいかがでしょうか。せっかくです。

【松本副議長】 村井先生にもお伺いしたいのですけれども、時間があれですか。

【野末議長】 いいですか。どうしましょう。事務局が領いているのは、コメントしているのかいけないのか、どちらですか。もう一言、二言いけますね。

【松本副議長】 そうしたら1点だけですけれども、38ページのところで「著作権法の立法への提言」ということで、今日のお話の中でも、少数派バイアスの話があったと思います。図書館は利用者を代表して、その立場から著作権法はこうあるべきだということを提言するというのは、前回の協議会の提言でも言っていたことではあるのですけれども、ただ、実際に、では都立図書館がどう提言すればいいのかなと考えたときに、何かアイデアありますか。

例えば、ここは全国公共図書館協議会の事務局でもあるし、都立は非常に大きな基幹図書館でもありますしというところで。

【村井委員】 何らかの機会を捉えて、機会があればどんどん発信していくですとか、あるいは先ほどお話にありました公衆送信サービスについては関係者の協議会がありますので、そこで提言していくということなどが考えられるかと思います。図書館側でそのような意識を共有していくと、少しずつでも変わっていくのではないかと思っているところです。

最近、図書館などでお話しさせていただく機会があると、こういうお話をしたりするのですけれども、まだ具体的にどのような場でといったことなどが具体化していなくても、著作権法のほうを図書館から変えていく可能性があるという認識を何となくでも共有していくと、いつか変わっていくのではないかなと思っています。

草の根的な発想が積み重なって今後の意識改革につながっていけばというくらいの、まだそのようなレベルの話で恐縮ですけれども、今の段階ではそんなふうに思っています。

【松本副議長】 分かりました。ありがとうございます。

【野末議長】 ありがとうございます。

今の話を受けて、今日はもうそろそろお時間なので、今のような、我々どういうところまで考えて、提言をまとめていくわけですけれども、来年度いっぱい、いっぱいでは駄目だ、ちょっと手前ぐらいでまとめていくわけですけれども、徐々にどういう形の提言にするのかとか、それをどうやって作業分担するかということも考えていきたいと思います。例えば今のようなテーマももう少し具体的に突っ込んで書くのか、あるいはふわっと提言するぐらいにとどめるのかとか、そういったところも次回以降、徐々に、委員の皆さんのご意見を伺っていききたいと思っております。

逆に、幾らでも宿題やるからばんばん書かせてくれという意見でももちろん結構ですし、それではなかなか厳しいので、ここに出たことで少しとどめておくのがいいのではないのかとか、そういったこともご意見があれば、ぜひお聞かせいただければと思っています。

前回も、今日、私も今実はまだもう少しお伺いしたいことがありますので、事後的にご意見、あるいはご質問があったら、またお出しいただいて、それをご報告いただいた委員の方にコメントいただくというステップを、そういう時間を取りたいと思います。

前回いただいたものと、今回いただいたものぐらいをまとめて、Q&Aの形にしてやり取りをしようかなと思いますが、そこはご報告いただいた委員の方には少しお時間を頂戴することになりますが、よろしくお願いします。それはそのまま提言の中に使えるところになると思いますので、ご了承いただければと思います。事務局も、そういう進め方でよろしいですか。

今日は少し時間があつたので、そうたくさんではないだろうなと思っていますけれども、私が言わない限り、いっぱいあるのですけれども、控えめにします。

では、ありがとうございました。この後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

【企画経営課長】 今後の協議スケジュールについて説明いたします。

資料3、第31期都立図書館協議会協議スケジュールをご覧ください。

第4回定例会は6月を予定しております。第4回定例会でのご報告者につきましては、別途事務局からお願いを差し上げる予定です。日程調整につきましては、委員の皆様に別途ご

連絡いたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

【野末議長】 ありがとうございます。

それでは、議事は以上となります。一応時間どおりということでお許してください。

では、オンラインの先生方もありがとうございました。対面の先生方もどうもありがとうございました。事務局から特に連絡事項はございますでしょうか。よろしいですか。

では、以上をもちまして第3回の定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。特にご報告いただいた両先生、ありがとうございました。

【企画経営課長】 それでは、野末議長をはじめ委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第3回定例会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後5時02分閉会